

(否決)

新型コロナウイルスの影響で経営難に直面する医療機関・介護事業所・福祉施設の経営安定のために、国の支援を求める意見書

(発議第1号・原案否決)

新型コロナウイルス感染症によって、医療機関・介護事業所・福祉施設が経営難に直面している。コロナ感染の「第2波」に備えるためには、医療・介護・福祉の事業安定が大きな課題となっている。

政府の第2次補正予算で、医療・介護・障害福祉の職員に対する慰労金が支給されることは現場への励みとなるだろう。同時に、コロナ「第2波」に備える医療・介護・福祉体制を守るためには、さらに経営支援にまで踏み込むことが求められている。

医療機関については、第2次補正予算でコロナ対応の医療機関への財政支援が盛り込まれたが、非コロナ医療機関に対する経営支援が行われていない。新型コロナウイルス感染への対応が、コロナ対応の医療機関だけではなく、非コロナ医療機関も含めた地域の医療体制によって一体になって担われていることを考えると、その全体の経営を守るための財政支援が必要である。

介護事業所や福祉施設も、感染リスクに直面するなかで現場の必死の努力で事業が守られているが、利用自粛のひろがりなどにより収入減に直面している。コロナ禍のもとで安心・安全の介護・福祉を保障するためにも、経営補償が必要である。

以上により、次のことを求めます。

1. 医療機関・介護事業所・福祉施設の経営安定のために、国の新たな支援を講じること。
2. 医療機関・介護事業所・福祉施設で働く労働者の昨年年収が確保できるように手立てをとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年6月25日

青 森 県 議 会

(第302回定例会・発議第1号・田名部定男外8名提出)

(可決)

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

(発議第2号・原案可決)

新型コロナウイルス感染症について、国は5月25日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言を全国的に解除するとともに、6月12日に追加経済対策として、雇用調整助成金の引き上げや自治体への臨時交付金2兆円増額を含む32兆円規模の第2次補正予算を成立させた。

本県においては感染拡大防止策を講ずることにより5月7日以降の新規感染者はなく5月31日に入院者数もゼロとなった。しかしながら国内において比較的感染拡大が抑えられてはいるものの、突然、複数の感染者が発生する県があり、未だ予断を許さない状況は続いている。

また、経済においては、感染への懸念や緊急事態措置等に伴う外出の自粛や営業等の自粛により、廃業や雇い止めを余儀なくされている事業所が多数発生するなど、県内経済への打撃は計り知れないものとなっているほか、観光業や農林水産業等の各分野における長期的な影響への対策が急務となっている。

さらに、医療・福祉関係においては、今後予想される第2波や第3波への備えとして、医療体制・検査体制の拡充、感染拡大防止対策の徹底が求められている。

よって、国は経済及び雇用を回復させ、国民の生活を守るため、次の対策を講ずるよう強く要望する。

1. 「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」の配分について、地方の実情に応じた十分な配慮を行うとともに、各自治体において迅速かつ柔軟な執行が可能となるよう制度運用すること。
2. 劣後ローン・官民ファンド等による資本増強について、都市部の中核企業のみならず影響の大きい地方の中小企業者が受けやすい支援となるよう制度構築するとともに、影響の更なる長期化等を見極めて、持続化給付金の複数回給付、電気料金等の固定費に係る支援、税負担の軽減、受付相談体制の拡充や各種手続きの迅速化・簡素化を図ること。
3. 「Go To キャンペーン」については、全国隅々までその効果が波及されるよう実施するとともに、地方の取組との連携にも配慮すること。
また、需要が大きく減少している農林水産物については、消費拡大や円滑

な流通を図る取組みを一層強化するとともに、農林水産業者の持続的な経営に向けた支援を強化すること。

4. 空港や主要駅等におけるサーモグラフィ等による水際対策の徹底のほか、抗原検査キットの普及による検査体制・感染経路の調査体制の拡充、濃厚接触者通知アプリの早期普及やワクチンの早期開発・実用化を進め、地方と十分な連携のうえ感染拡大防止策を更に強化すること。

また、院内感染対策や受診控えの影響等により経営の悪化している医療機関等の経営安定化のための対策を講じること。

5. 「新しい生活様式」を定着させるため、各産業や国民生活の分野ごとのガイドラインを作成し、事業者・住民への相談支援体制の充実を図るとともに、事業者・住民が社会の変化に適切に対応していくための中長期的なビジョンと対策を早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月30日

青 森 県 議 会

(第302回定例会・発議第2号・田中順造外43名)

(可決)

大規模災害に対する備えの充実を求める意見書

(発議第3号・原案可決)

東日本大震災が発生した平成23年から現在までの約10年間、わが国では、大規模な地震に加え、激甚な風水害が各地で次々に発生してきた。

特に一昨年の平成30年7月豪雨、昨年の令和元年東日本台風では、国土の広範囲にわたって多数の土砂災害、河川堤防の決壊等が生じ、多くの尊い命が犠牲になるとともに貴重な財産が失われた。これら被災地では、鋭意復旧・復興が進められているものの、未だにかつての生活が取り戻せていないなどその影響は長きにわたっている。

近年頻発する激甚な災害は、気候変動の影響が顕在化しているものと考えられ、本県においても、かつて経験したことのない災害にいつ見舞われても不思議ではない。

このような「大規模災害が当たり前の時代」に対応していくためには、国と協力して災害に対する事前の備えとして社会資本整備の努力をたゆむことなく積み重ねることが必要である。現在、東日本大震災復興特別会計及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(以下、「緊急対策」)により集中的に対策が進められているが、「復興・創生期間」後及び緊急対策終了後となる来年度以降の対策の遅れが懸念される。また、災害発生時に応急的な対策から復旧・復興に至るまで迅速な対応が可能な人材を継続的に確保し、経験を積ませることも必要である。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって生じた未曾有の社会経済的影響を一刻も早く回復させることも喫緊の課題となる。そのためにも、ストック効果及びフロー効果の両面から社会経済の回復を下支えする社会資本の整備にスピード感を持ち、かつ継続的に取り組まなければならない。

以上を踏まえ、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

1. 防災・減災、国土強靱化や老朽化をはじめとする社会資本整備が計画的に実施できるよう、中長期的に必要な投資規模等を社会資本整備重点計画に明示し、予算を安定的・持続的に確保するとともに、地方負担分については地方財政措置を的確に行うこと。
2. 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月30日

青 森 県 議 会

(第302回定例会・発議第3号・田中順造外43名)